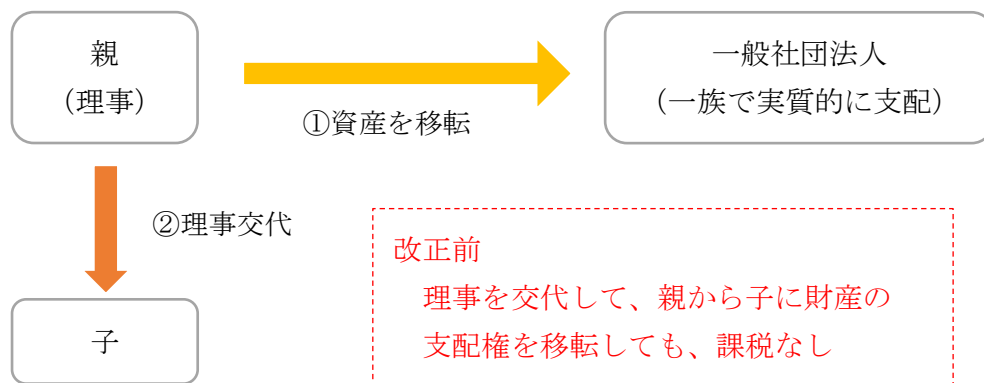


社長のためのお勉強

平成 30 年 4 月 15 日
〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4
株式会社堀口オフィス
TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

一般社団法人等を利用した相続税節税策に規制

平成 30 年度税制改正で、一般社団法人等を利用した相続税節税策を封じるための改正が行われました。



・ 贈与税の見直し

「役員等に占める親族の割合が 1/3 以下」等の要件を満たさない場合には、資産の移転時に贈与税を課税

・ 相続税の課税

「同族役員数の総役員数に占める割合が 1/2 超」等の場合には、社団法人に相続税を課税

行き過ぎた節税策には必ず規制がかかります・・・

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方ご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office